

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に
基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

令和3年度から令和7年度の取り組み状況について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に基づき公表します。

目標

1. 新規採用者の女性割合を50%以上にする。
2. 育児休業を取得する男性職員の割合を1人以上にする。
3. 月に20時間以上超過勤務を行う職員の割合を29%以下にする。
4. 職員の年次休暇の平均取得日数を14.8日以上にする。

達成結果一覧

○…達成 ×…未達成 -…該当なし

年度	R3	R4	R5	R6	R7
1. 採用 (%)	採用なし	採用なし	採用なし		
達成状況	-	-	-		
2. 育休 (%)	0%	0%	該当なし		
達成状況	×	×	-		
3. 時間外 (%)	12%	5.9%	0%		
達成状況	○	○	○		
4. 年次休暇 (日)	14.1日	14.8日	15.4日		
達成状況	×	○	○		